



Tax & Legal Services Newsletter

租税回避行為に取り組むための新たなルール

タイ国内閣は、金融活動作業部会 (Financial Action Task Force) が提案した租税回避および租税詐欺行為に対処する歳入法改正法案を以下のとおり承認しました。

- 歳入局長は、租税回避、脱税あるいは詐欺の証拠がある場合、もしくは納税者が虚偽/詐欺的な租税還付請求を行った場合には、資産の一時的な差押えもしくは凍結を命令する権限を有する。
- 差押えもしくは凍結された資産の移動、隠蔽、譲渡もしくは廃棄を禁止する。
- 調査官は、虚偽/詐欺的な租税還付請求がなされた証拠がある場合には、還付された租税の返還を命令する権限を有する。また調査官は、すべての関連情報を収集し、当該事案をマネーロンダリング対策事務局 (Anti-Money Laundering Office: AMLO) に付託しなければならない。
- AMLOは、マネーロンダリング対策法に基づいて収集したいかなる情報も歳入局に提出しなければならない。
- 租税回避/脱税および租税詐欺は、マネーロンダリング対策法に基づく犯罪として取り扱われる。

子供への不動産の移転に対する免税

タイ国内閣は、嫡出子（養子を除く）への不動産の所有権あるいは占有権の無償移転から生ずる所得に対する免税措置を承認しました。当該免税措置は2016年2月1日以降に生じ

た所得で、子供一人当たり年20百万バーツを上限として適用されます。当該措置は個人所得税のルールを相続税のルールに合わせることを意図しています。

債務の再編に関する租税措置

タイ国内閣は、債務の再編に関連する以下の租税措置を承認しました。

- 2015年1月1日以降、金融機関による債務免除によって生ずる所得は債務者（債務者の保証人を含む）において免税とする。
- 債権者である金融機関が行った不良債権の消却で2015年1月1日以降に提示された債務免除に対応する部分については、財務省省令 No. 186 に定められている不良債権の消却要件を満たす必要はない。

外国政府への不動産の譲渡に対する免税

タイ国内閣は、外国政府あるいは国際機関への不動産の譲渡により所得が生じた個人に対し、譲渡は遂行され対価の支払いも行われているにも拘わらず官命により権利の登録および法的手続きが行われていない場合には個人所得税および印紙税を免除するとする勅令を承認しました。

新規事業に対する免税

新規事業が以下の要件を満たす場合には法人所得税を5年間免除するとする勅令 No. 602 が公表されました。

- 2015年10月1日から2015年12月31日までの期間に登録された法人であること。
- いずれの事業年度においても、払込済み資本金額が5百万バーツ以下、かつ所得金額が30百万バーツ以下であること。
- 総収入金額の80%以上がターゲット事業からのものであること。

要件を満たす法人は、歳入局に登録し、タイ国科学技術開発局から承認を受けなければなりません。

中小企業に対する減税

勅令 No. 603 は、いずれの事業年度においても払込済み資本金額が5百万バーツ以下、かつ所得金額が30百万バーツ以下である中小企業に対して以下の軽減法人所得税率を適用するとしています。

所得金額	2015-16 年度	2017 年度以降
30 万バーツ超 3 百万バーツ以下		15%
	10%	
3 百万バーツ超		20%

固定資産への投資に係る二重控除

勅令 No. 604 は、以下の要件を満たす場合には固定資産への投資について法人所得税の計算上200%の控除を認めているとしています。

- 資本的支出が、機械、機器、器具、装飾、家具、コンピュータソフトウェア、車両（レンタル用ではない座席数が10席以下の自動車および乗用車を除く）および恒久的建物に関連する資産への投資、刷新、修繕もしくは改良に関連して生じたものであること。

- 支出が2015年11月3日から2016年12月31日までの期間に行われていること。
- 当該資産は2016年12月31日までに使用可能な状態にあること。
- 当該資産が他の勅令による税務特典を受けていないこと。
- 納税者が投資奨励に関する法律による税務特典を享受しないことを選択しなかったならば当該資産が当該税務特典を受けていないこと。

歳入局長通達 No. 266 は、追加の要件を以下のとおり定めています。

- 恒久的建物については、建築もしくは改修の注文が2015年11月3日から2016年12月31日までの期間中になされ、かつ承認を受けていなければならない。
- 当該追加控除は、継続する5会計年度（コンピュータソフトウェアについては3会計年度、恒久的建物については20会計年度）に亘って均等に行われなければならない。
- 当該控除を適用する法人は通達に規定される様式で関連する資産に関する報告書を作成し、当該資産は当該法人の固定資産台帳に登録されていなければならない。

注意：タイ国内閣は2016年5月31日、機械あるいは恒久的建物は2016年12月31日までに取得され、かつ使用可能な状態にあることとしていた勅令 No. 604 の規定を改正しました。大型の機械の据付には相当な期間を要し、また恒久的建物への投資、特に大規模な施設の建設は従来勅令 No. 604 が規定していた期限内には完了しないであろうという理由から、内閣の決議により、機械もしくは恒久的建物は2016年12月31日までに取得し、かつ使用可能な状態である必要はないとされました。

資産のリース料に係る源泉税

歳入局通達 No. *Taw. Paw. 4/2528* の規定により、これまでは資産のリースが源泉税の対象外となる場合を除き、賃借料の支払は税率5%の源泉税の対象になるとされていました。この程、歳入局は歳入局通達 No. *Taw. Paw. 259/2559* を公布し、資産のリースに適用されていた源泉税の免除を廃止しました。これにより、2016年6月1日以降、資産のリースに係る支払には税率5%の源泉税の対象となります。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 8 名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一朗	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士		
パートナー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531
Ext. 5085			

Anthony Visate Loh

**Business Tax & Indirect Tax,
Legal Services**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112
Email: aloh@deloitte.com

Darika Soponawat

**Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115
Email: dsoponawat@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing & Business Tax

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118
Email: kthaidamri@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

**Business Tax (Business
Model Optimization)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122
Email: kcoonachoak@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125
Email: mkuratana@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing & Customs Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135
Email: ssimons@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A) & FSI

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144
Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/th/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte's more than 225,000 professionals are committed to making an impact that matters. Deloitte serves 4 out of 5 Fortune Global 500® companies.

About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising 270 partners and over 7,300 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

© 2016 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.